

様式第2号（第5条関係）

地方創生移住支援事業における移住支援金の交付申請に関する誓約書

- 1 小城市地方創生移住支援事業に関する報告及び立入調査について、小城市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、小城市地方創生移住支援事業における移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額若しくは半額又は市長が必要と認める額を返還します。
- 3 以下の項目を確認するため、関係機関に対して照会することに同意します。

(1) 偽りその他不正な手段により移住支援金の交付を受けたとき。	全額
(2) 申請日から5年を経過する日以前に転出（住民基本台帳法第15条の3に規定する転出をいう。次条において同じ。）した場合であって、受給者が移住支援金の申請を行った日から3年を経過する日以前に転出したとき。	全額
(3) 申請日から5年を経過する日以前に転出（住民基本台帳法第15条の3に規定する転出をいう。次条において同じ。）した場合であって、受給者が移住支援金の申請を行った日から3年を経過した日以後5年を経過する日以前に転出したとき。	半額
(4) 申請日から1年を経過する日以前に移住支援金の要件となる職を辞したとき。ただし、テレワークの要件に該当し移住支援金の交付を受けた者については、この限りでない。	全額
(5) 起業支援金の交付決定を取り消されたとき。	全額
(6) 前条第1項の規定による報告及び立ち入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。	市長が必要と認める額
(7) 前各号に定めるもののほか、法令や交付決定の条件等に違反したと認めるとき。	市長が必要と認める額

※ 小城市地方創生移住支援事業に係る個人情報の取扱い

小城市は、小城市地方創生移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。また、市は、当該個人情報について、佐賀県その他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、佐賀県その他の都道府県、他の市町村に提供し、又は確認する場合があります。また、暴力団員その他の反社会的勢力の構成員の有無については、小城警察署に照会します。

年 月 日

署名欄 _____